

平成27年4月1日規程第145号

国立長寿医療研究センター教育研修棟の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）教育研修棟の研修施設及び宿泊施設の利用に関して必要な事項を定める。

(利用条件)

第2条 センターが開催する医療又は研究に関する知識及び技能の修得を目的とした研修及び会議等並びに他の団体等が開催する研修等のうち理事長が特に認めた場合は、研修施設を利用することができる。

2 研修参加者及びセンターで実習を受けている学生並びにその他理事長が特に認めた者は宿泊施設を利用することができる。

(利用手続き)

第3条 前条第1項の規定により、研修施設の利用を希望する者（センターの職員を除く。）は、様式（1）により理事長に申請し、様式（2）による承認を得なければならない。

2 前条第2項の規定により、宿泊施設の利用を希望する者は、様式（3）により理事長に申請し、様式（4）による承認を得なければならない。

(義務)

第4条 教育研修棟利用者は、この規程及び細則その他院内の諸規程を遵守しなければならない。

(弁償)

第5条 教育研修棟利用者は、自らの責めに帰する事情により、施設の損傷、汚損その他施設に損害を生じさせたときは、その修復に要する費用を負担しなければならない。

(費用)

第6条 研修施設利用者（センター主催のものを除く。）は、別に定める施設使用料を支払わなければならない。

2 宿泊施設利用者は、別に定める宿舎費を支払わなければならない。

(退去命令)

第7条 教育研修棟利用者が、第4条の規定に違反したときは、承認又は許可期間内であっても退去を命じることがある。

(管理者)

第8条 教育研修棟の管理者は、長寿医療研修センター長をもってあてる。

(その他)

第9条 この規程に定める事項の細部については、理事長が別に定める細則によるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。